

令和6年第3回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

令和6年3月26日（火）午後2時7分

2 閉会日時

令和6年3月26日（火）午後2時33分

3 会議開催の場所

教育研修センター 5階大研修室

4 出席者

(1) 教	育	長	工	藤	裕	司
(2) 委		員	土	岐	志	麻
(3) 委		員	天	内	博	康
(4) 委		員	齋	藤	美	鈴
(5) 委		員	松	浦		淳

5 事務局出席職員

(1) 教	育	部	長	小	野	正	貴
(2) 教	育	次	長	武	井	秀	雄
(3) 総	務	課	長	金	澤		敦
(4) 文化学習活動推進課長				東	條	英	哲
(5) 指	導	課	長	後	藤	孝	範

6 会議に付議された案件

(1) 議案（議案第10号は非公開）

議案第7号 臨時に代理し処理した事項の承認について（教育委員会事務局総務課）

議案第8号 臨時に代理し処理した事項の承認について（教育委員会事務局総務課）

議案第9号 青森市民美術展示館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の
制定について（文化学習活動推進課）

議案第10号 職員（県費負担教職員を除く。）の懲戒処分について
（教育委員会事務局総務課）

(2) 報告

①寄附採納について（教育委員会事務局総務課）

②松原地区のまちづくりの方向性について（文化学習活動推進課）

③損害賠償等請求について（指導課）

7 会議録署名委員

(1) 天 内 博 康

(2) 松 浦 淳

8 会議の概要

午後 2 時 7 分に教育長が開会を宣言する。会期を 1 日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

初めに、議案第 10 号「職員（県費負担教職員を除く。）の懲戒処分について」は、人事に関する案件であることから、青森市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、非公開の案件とし、報告事項及びその他が終了した後に審議することとした。

次に、議案第 7 号から議案第 9 号までの計 3 件について審議し、各議案については、全員異議なく、原案のとおり決定した。

次に、3 件の事案を報告した後、非公開の会議とした議案第 10 号について審議し、全員異議なく原案のとおり決定し、午後 2 時 33 分に閉会した。

9 会議の状況

（１）議事

○工藤教育長

今回の審議案件は 4 件となっております。

なお、本日の議案のうち、議案第 10 号「職員（県費負担教職員を除く。）の懲戒処分について」は、人事に関する案件となっておりますことから、青森市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項のただし書きの規定に基づき、非公開の会議としたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○工藤教育長

御異議がないようですので、議案第 10 号につきましては、非公開の会議とし、報告事項 及び その他 が終了した後に審議することといたします。

○工藤教育長

それでは、議案第 7 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 7 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

附属資料を御覧ください。

まず、1 の人事異動の発令日であります、令和 6 年 3 月 25 日付けであります。

異動理由につきましては、青森県警察本部から教育委員会事務局へ派遣されていた職員が、派遣されることにより、その後任として同警察本部から派遣されることに伴う異動となっております。

次に 2 の異動内容につきましては、転出者が 1 人、転入者が 1 人となっております。

次に 3 の職員数は、令和 6 年 3 月 25 日現在、268 人となっております。

本事案につきましては、内示日直前まで調整を要するなど、会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 5 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

それでは、議案第7号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○工藤教育長

御異議がないようですので、議案第7号については原案のとおり決定することといたします。

○工藤教育長

次に、議案第8号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第8号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

附属資料を御覧ください。

まず、1の人事異動の発令日ではありますが、令和6年4月1日付けであります。

次に2の異動内容につきましては、転出者が34人、転入者が32人市内小・中学校への転出が2人、市内小・中学校からの転入が4人、教育委員会での定年退職及び再任用フルタイム終了者はありません。定年退職後に教育委員会で再任用フルタイムとして勤務する職員が3人、教育委員会内の異動者が43人となっております。

3の昇任者数は、部長級が2人、課長級が1人、主幹級が2人、主査級が2人の計7人となっております。

次に4の職員数は、令和5年4月1日現在、265人となっております。

なお、増減の内訳としては、事務局は、理事のポストが新設されることにより1人増、総務課は、専任員の未配置により1人減、文化学習活動推進課長は、事務職の増員により1人増、文化遺産課及び市民図書館は、事務職の減員によりそれぞれ1人減、小・中学校の技能労務職の減員により2人減となったものであります。

本事案につきましては、内示日直前まで調整を要するなど、会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

それでは、議案第8号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○工藤教育長

御異議がないようですので、議案第8号については原案のとおり決定することといたします。

○工藤教育長

次に、議案第9号「青森市民美術展示館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第9号「青森市民美術展示館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」御説明申し上げます。

議案と併せて本規則の制定概要をまとめた附属資料を御覧ください。

1の提案理由についてであります。令和5年第4回青森市議会定例会で制定いたしました、青森市民美術展示館条例の一部を改正する条例では、施行期日は教育委員会規則で定める日から施行することとしております。

去る2月26日に、J R 東日本、青森市、青森県及び青森商工会議所の4者共同で記者会見を行い、美術展示館が移設するJ R 青森駅東口駅ビルの開業日が発表されましたことから、本条例の施行期日を定めるため、提案するものであります。

次に、2の制定内容についてであります。本規則におきまして、青森市民美術展示館条例の一部を改正する条例の施行期日を、移設先となるJ R 青森駅東口駅ビルの開業日と同日の、令和6年4月26日とするものです。

なお、本規則の制定に伴い、令和6年第1回教育委員会定例会で御議決いただきました青森市民美術展示館条例施行規則の一部を改正する規則についても、同日付で施行となります。

最後に、その他といたしまして、令和6年4月26日金曜日の11時からJ R 青森駅東口駅ビルが開業となり、青森市民美術展示館も移設開業となります。

開業記念のオープニングイベントとして、青森市所蔵作品展を開業日から6月末までの会期で開催する予定です。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

それでは、議案第9号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○工藤教育長

御異議がないようですので、議案第9号については原案のとおり決定することといたします。

(2) 報告

○工藤教育長

次に、報告事項に入ります。

今回の報告案件は3件となっております。

初めに、報告1「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

令和6年2月にあった寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の「寄附採納一覧（令和6年2月1日～2月29日）」を御覧ください。

はじめに、小学校における寄附採納といたしまして、No.2の「青森市立長島小学校 令和5年度卒業生一同」様から長島小学校に対し、「玄関立て看板」など、6校に対し14件の寄贈申出があったほか、No.10の「田中 明里（あかり）」様から全小学校に対し、「絵本『メイちゃんちのうんちポスト』」の寄贈申出があり、受領いたしました。

次に、2ページを御覧ください。

中学校における寄附採納といたしまして、No.2の「青森市立沖館中学校 令和5年度卒業生一同」様から「折り畳みテーブル」など、7校に対し10件の寄贈申出があり、受領い

たしました。

続きまして、公民館における寄附採納といたしまして、浪岡大杉公民館に対し、No.1の「青森ヤクルト販売株式会社 弘前営業所」様から「車椅子」の寄贈申出があり、受領いたしました。

詳細につきましては、資料記載のとおりであります。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

次に、報告2「松原地区のまちづくりの方向性について」事務局から説明をお願いいたします。

○文化学習活動推進課長

松原地区のまちづくりビジョンの素案として、市の考えをまとめましたので御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

1 ページ目を御覧ください。「松原地区のこれまで」として、松原地区の歴史について記載しています。

松原地区には、昭和42年9月には勤労青少年ホームが、昭和44年10月には市民文化センターとして現在の中央市民センターが、昭和50年5月には市民図書館が開館したほか、同地区内には、青森市立堤小学校、青森県立北斗高等学校、学校法人東奥学園が立地しているなど、長い間、文教施設が集積している地区となっています。

2 ページ目を御覧ください。「現有施設の状況」として、各施設の状況について記載しています。

中央市民センターは築55年、勤労青少年ホームは築57年、旧市民図書館は築49年となるなど、各施設とも老朽化が進んでいます。

3 ページ目を御覧ください。「青森市都市計画マスタープラン」におけるまちづくりの考え方について記載しています。

「都市計画マスタープラン」では、都市機能の集約化や複合化による賑わいの創出、居住機能の集約化による地域コミュニティの維持など「『コンパクト・プラス・ネットワーク』の都市づくり」を推進し、その中で「都市機能の誘導方針」を定めていますが、中央市民センターのような「日常生活に必要な都市機能を有する施設」は、これまでどおり松原地区など各地区に整備することが可能となっています。

4 ページ目を御覧ください。「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針」について記載しています。

青森市では、長期的な視点をもって、財政負担の軽減と平準化及び公共施設等の配置の最適化を実現するため、「公共施設等の管理に係る基本的な方針」を定めており、公共施設（建築物）の整備に際しては、総量抑制を図るため、周辺既存施設との統合による複合化を原則とし、複合化にあたっては、既存施設の利活用なども検討し、ユニバーサルデザインの考え方に基つき施設の整備に努めることとしています。

5 ページ目を御覧ください。「青森市の地域防災計画と中央市民センターの位置づけ」について記載しています。

青森市の「地域防災計画」では、災害時等における市民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路を確保することとしており、現在の「中央市民センター」は、指定避難所及び指定緊急避難場所に指定されています。

6 ページ目を御覧ください。令和 5 年 11 月に開催した「松原地区のまちづくりビジョンに係る市民ワークショップ」でいただいた、市民の皆様からの御意見を整理しています。参加者からは、松原地区について様々な意見が寄せられ、大きく区分いたしますと、「文化・社会教育施設のあり方に関する意見」、「市民相互の学び合い・交流の促進に関する意見」、「防災に関する意見」など、主に「地域のコミュニティ拠点機能の強化」が求められています。

資料の 11 ページ目を御覧ください。市民の皆様に記載いただいた御意見をそのまま掲載しておりますが、赤字の部分、「大人も子どもも、気軽に集まれる市民センターを中心に、昔のような文教地区と胸を張って言えるような地区であってほしい」といった御意見や、「未来の子どもたちが、青森市の歴史や文化・芸術に触れ、学ぶ場所としてや文化勲章の受章者である、世界の棟方志功を活用した、観光資源の記念館活用をしてほしい」といった御意見、続いて 14 ページ目を御覧ください。「子どもから大人まで学べる環境を維持しつつ、暮らしやすい松原地区にしたい。志功館の建物・庭園を残してほしい」といった御意見や、「学び・趣味・文化を体験できる地区。交通アクセスが便利で、あらゆる世代が活用可能なアイテムが揃っている。防災施設としての機能も万全に有している地区になってほしい」といった御意見などがありました。

7 ページ目にお戻りください。令和 5 年 9 月に開催した「生誕 120 年記念 棟方志功サミット in 青森」の座談会においても、松原地区に関連する有識者の皆様からの発言がありました。

棟方志功画伯の孫で棟方志功研究家の石井氏からは、「志功は森のような庭がある所が自分の記念館にはふさわしい。そこに皆さんが集っていただければ、志功にとってはうれしいことではないかと思う」との発言や、青森県立美術館館長の杉本氏から「棟方志功記念館の庭を上手に活用しながら、子どもが集まりアートに親しむような場所になればいい」との発言がありました。

8 ページ目を御覧ください。「松原地区のまちづくりの方向性」について記載しています。

まず、地区の課題としては、地区内の各施設とも老朽化が進み、近い将来機能維持が困難となることから再整備が必要であること。再整備に当たっては、現機能を維持しつつ、市民ニーズ等を踏まえること、子どもから高齢者までが集い学び過ごせる環境、文化・芸術・歴史などを引き続き学び楽しむことができる環境、防災（避難所）機能の確保・強化が必要であると整理しています。

その上で、棟方志功記念館については、ワークショップでの市民の皆様御意見やサミットでの有識者の方々の発言のほか、これまでの市議会での議員の皆様からいただいた御意見等を踏まえ、棟方志功記念館を青森ゆかりの文化・芸術家の業績を学び、版画を含めた文化芸術の体験学習ができる施設として活用することを検討してまいりたいと考えております。また、中央市民センターと勤労青少年ホームについては、統合施設の整備を検討してまいりたいと考えております。

機能としては、文化・芸術学習拠点機能、市民センター機能、子ども学習機能、歴史学習機能、多目的アリーナ機能を有する施設を整備したいと考えております。

今後の対応ですが、この市の素案を叩き台に、令和 6 年度に文化・芸術などの専門家や地域の方による有識者会議を開催して御意見を伺い、まちづくりビジョンを策定してまいり

たいと考えております。

報告は以上でございます。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

次に、報告 3 「損害賠償等請求について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

損害賠償等請求について御報告申し上げます。

お手元の配布資料をご覧ください。

去る 2 月 1 日に青森簡易裁判所から、青森市を被告とする国家賠償請求事件の訴状の送達がありました。

訴状による訴えの概要といたしましては、令和 5 年 3 月に青森市立中学校を卒業した原告は、在学中にいじめによる被害を受けたこと、被告は、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ重大事態の調査を懈怠（けたい）したことを原因として、国家賠償法上の違法にあたり、55 万円の損害賠償を求めるものとなっており、本日 3 月 26 日に、青森簡易裁判所 7 号法廷において、第 1 回口頭弁論が行われたところです。

本市といたしましては、顧問弁護士と相談のうえ、適切に対応してまいります。

なお、この件についての御質問については、訴訟に係る内容であること、当事者である生徒の人権に配慮し、具体的な内容についてはお答えいたしかねますので報告のみといたします。

以上でございます。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

（3）その他

○工藤教育長

それでは、その他、本日の案件以外に、教育委員の皆様から何かありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

その他、事務局から何かありませんか。

～ なし ～

（4）議事（非公開の会議）

○工藤教育長

ないようですので、先ほど非公開の会議といたしました、議案第 10 号の審議に入りたいと思います。

傍聴人及び記者の方がいらっしゃいましたら、退室をお願いいたします。

～ 傍聴人及び記者退室 ～

（議案第 10 号「職員（県費負担教職員を除く。）の懲戒処分について）

—— 原案のとおり決定 ——

○工藤教育長

これにて、本日予定していた議案の審議等は全て終了しました。

以上をもちまして、令和6年第3回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

令和6年3月26日開催の令和6年第3回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

令和6年4月18日

書 記 木 村 良 輔

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和6年4月18日

署名委員 天 内 博 康

署名委員 松 浦 淳